

# 保険・営業補償(N.O.C)について



日本カーシェアリング協会  
Japan Car Sharing Association

**当** 協会のレンタカーは、次の保険に加入しております

他人を死傷させたとき (対人賠償)	<b>無制限</b>	自賠責保険による賠償 (上限3,000万円)を含みます
他人のものに損傷を与えたとき (対物賠償)	<b>無制限</b>	1事故あたり免責金:5万円
借りた車両に損傷を与えたとき (車両補償)	<b>時価相当額</b>	1事故あたり免責金:5万円
レンタカーに搭乗中死傷されたとき(人身傷害)	<b>3,000万円</b>	保険会社の査定に基づいて、入通院費、 葬儀費用等が実費で支払われます。 (特定高度後遺障害を負われた場合等は6,000万円上限)

\* 人身傷害の適用には損害保険会社の定める要件を満たす必要があります

**万** 一、事故を起こされた場合は次の費用をご負担頂きます(\*現金にてお支払頂きます)

対物免責金 1事故あたり 5万円	+	車両免責金 1事故あたり 5万円	+	N.O.C 自走可能 2万円 自走不可能 5万円	+	保険適用外 レッカー移動代 適用外賠償 等の実費
------------------------	---	------------------------	---	--------------------------------	---	-----------------------------------

★お客様が相手方と示談を成立させた場合は一切の補償制度を適用できません★  
<お客様ご自身の実費負担となります>

**ノ・オペレーション・チャージ(N.O.C)のご説明**

お客様の過失の有無を問わず、レンタカーが貸出せない状態となった事による損害の一部を、お客様に補填していただくものです。

自走可能な場合	* 著しい車内の汚損や 着臭などがあった場合 それらの復帰にかかる 費用として2万円申し受 ける場合があります。	自走不可能な場合
2万円		5万円

事故が発生すれば必ず頂くこととなります。安全運転でご利用下さい